

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間及び 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私が 20 歳になったのをきっかけに夫婦の国民年金加入手続をした。集金人に保険料を納めると年金手帳に検認印を押してくれた。

申立期間の保険料を納めたことが分かる物は何も無いが、20 歳から 60 歳まで保険料を納めたので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、20 歳になったのをきっかけとして国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 6 月に夫婦連番で払い出されており、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて国民年金加入手続を行ったものとみられ、同手続を行った時点で過年度扱いとなる昭和 40 年度の保険料を過年度納付しながら、現年度であった申立期間②の保険料を納付していないとされているのは不自然である。

さらに、昭和 41 年 6 月を基準とすると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 39 年度の保険料も時効前であったことから納付することは可能であり、40 年度の保険料と同様、過年度納付していたとしても不自然ではない。

加えて、申立人は、保険料は集金人に夫婦二人分を一緒に納めていたとして
いるところ、申立期間③の昭和 43 年度の保険料は、夫は納付済みとされてお
り、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 36 年 9 月から 39 年 3 月までの保険
料は、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる 41 年 6 月ごろの時点
では、既に時効のため、納付することはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭
和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間及
び 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付して
いたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が納付したはずである。私の妻は、私と妻の二人分の保険料を欠かさず納付していたと思うので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月から平成3年9月に国民年金被保険者資格を喪失するまでの国民年金加入期間のうち、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、申立期間は合わせても6か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻（昭和55年9月）前の54年6月に払い出されており、このころに申立人の国民年金被保険者資格取得手続が行われたとみられるが、申立期間を除く同年6月から平成3年9月に国民年金被保険者資格を喪失するまで付加保険料も納付しており、年金への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立期間前から申立人と同居し、申立人の国民年金加入手続及び申立人の保険料の納付を行っていたとする妻も、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った昭和56年1月以降、国民年金保険料の未納は無い上、平成3年10月に第3号被保険者となるまで付加保険料も納付していたことから、年金への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれるほか、申立期間②について、妻は納付済みである。

加えて、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立期間当時は3か月ごとに金融機関で保険料を納付していたとしているところ、当時、申立人が居

住していたA市では、納付書により3か月ごとに金融機関で納付することが可能であったことから妻の記憶との矛盾は無いほか、申立人が述べる申立期間の保険料額は当時の保険料額とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和44年10月から46年3月まで

時期は覚えていないが、私は、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。家庭の事情により国民年金保険料を納付していない時期があったが、気になって離婚（昭和45年3月）の前後に未納にしていた期間について納付した覚えがある。納付場所、納付方法及び納付金額に係る記憶は無いが、未納期間はすべて納付したと思うので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、離婚（昭和45年3月）の前後に未納にしていた期間について納付した覚えがあるとしているところ、申立人の納付記録を見ると、申立期間を除く国民年金加入期間はすべて納付済みとされている上、申立期間①と申立期間②の間の納付済期間のうち昭和40年度の国民年金保険料は離婚前の昭和42年8月1日に過年度納付されており、41年度及び42年度の保険料は離婚後の第1回特例納付（実施期間：45年7月から47年6月まで）を利用して同年6月26日に納付されていることが確認できることから、離婚前後において未納期間の解消に努めていたことがうかがわれ、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

また、申立人は、前述のとおり、昭和41年度及び42年度の保険料を昭和47年6月26日に特例納付しており、この特例納付日を基準とすると、申立期間②はこの第1回特例納付と過年度納付を併用することにより保険料を納付することは可能であった。

さらに、特例納付は、年金受給権の確保を図ることを目的とした制度であり、受給権を確保するためには300か月納付しなければならないが、申立人は、昭和3年*月生まれであるため、納付済期間の短縮措置の対象者(264か月納付が必要)とされている。このため、申立人が特例納付日時時点で、納付済みとされている期間は32か月であり、60歳到達までに受給権確保を図るには232か月納付する必要があるが、申立人が特例納付を行った24か月を含めても250か月にしかならず、受給権を確保することはできなかったこととなる。一方、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和44年度及び45年度の摘要欄には「納発」のゴム印が押されており、申立期間②を含む期間の納付書が発行されていたことがうかがわれる上、申立期間②の18か月を含めると268か月となることから、申立人は当該期間の保険料を納付し、受給権の確保を図ったものと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年9月1日に払い出されており、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられ、この手帳記号番号払出日を基準とすると、当該期間の大半は時効により保険料を納付することはできず、特例納付を利用して保険料を納付することは可能であったものの、前述のとおり、第1回特例納付実施期間において申立期間②の保険料を納付することにより受給権の確保が可能であったものとみられることから、当該期間の保険料を納付する必要性は乏しかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から60年3月まで

私は、昭和59年1月に会社を退職し父親の自営業を手伝っていた。たぶん退職して1年ほどたった春ごろ、A町役場の職員が自宅へ来て、厚生年金保険が終わったので国民年金に入るよう勧められた。そのため、私が、同町役場へ行って加入手続きを行い、それまでの納付しなければならない月の保険料を全部納付することを申し出た。後日、納付するための用紙が送られてきたので、それにより納付した。役場の指導で納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月に会社を退職して1年ほどたった春ごろにA町役場で国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は60年5月に同町で払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金の加入手続きを行った昭和60年度以降の保険料はすべて納付している上、62年度以降はほぼ毎年度、保険料を前納しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、オンライン記録には、昭和60年5月に「納付書作成」との記載がある。これは、社会保険事務所（当時）が、申立期間の保険料の過年度納付書を作成したことを示すものであり、過年度納付書が送付されたにもかかわらず、申立人がこれを納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は、A町役場で国民年金の加入手続き後に送付されてきた用紙で申立期間の保険料を納付したとしている。これは上記の過年度納付書の作成記録とも符合しており、申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、母親から勧められて20歳の時に国民年金に加入した。加入手続を実家のあるA市で行ったのか、下宿先のB市で行ったのかははっきりと覚えていないが、加入してから保険料はすべて納付したはずである。未納期間があるとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はB市で払い出されており、申立人が唯一所持する国民年金手帳には、昭和49年12月発行で、当初の住所は同市と記載されている。このことから、申立人の国民年金加入手続は同年12月ごろに同市で行われたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、47年10月から48年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）の保険料をすべて納付している上、昭和51年4月に婚姻した時には、任意加入手続を適切に行って保険料の納付を継続していたことが、申立人の国民年金手帳の記載から確認でき、申立人の国民年金制度への理解及び納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間直後の昭和48年度の国民年金保険料は納付済みである。申立人の国民年金加入手続の時期からみて、当該保険料は加入手続後に過年度納付したものと考えられ、申立人が、加入手続の時点で同様に過年度納付可能であった昭和47年10月から48年3月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期

間のうち、昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

加えて、申立人が昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年2月から62年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から43年3月まで
② 昭和47年4月から48年4月まで
③ 昭和57年2月から62年9月まで
④ 平成3年4月から9年4月まで

婚姻した昭和48年以前は、私が20歳の時から母親が国民年金保険料を納付していたので未納とされている期間があることは納得できない。また、婚姻後は、自分で保険料を納付するつもりであったが、病気になり納付することができず、51年に免除を申請し、それ以降は全額免除されていた。法定免除でない期間は必ず免除申請しており、法定免除でも申請免除でもなく、免除期間とされていない期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は死亡しており、その状況を確認することはできない。

また、申立人には、A市において2回、国民年金手帳記号番号が払い出されている。うち1回目の国民年金手帳記号番号（以下、「旧番号」という。）は昭和43年6月に兄（三兄）と連番で、2回目の国民年金手帳記号番号（以下、「新番号」という。）は56年7月に払い出されており、これら以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の初めての国民年金加入手続は43年6月ごろに行われたものと推認され、申立期間①の当時には未加入であったことから保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点を基準とすると、申立期間①の保険料は過年度納付、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能である。しかし、上記のとおり、申立人はその当時の保険料納付に関与しておらず、その状況を確認することができない上、国民年金手帳記号番号が連番で払い出された兄も申立期間①及び②は未納であるほか、母親も申立期間②は未納及び申請免除である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかにこれら申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間③については、オンライン記録では、それ以前の昭和 51 年 4 月から 56 年 6 月までは申請免除、同年 7 月から 57 年 1 月までは法定免除（生活保護受給による。）で、申立期間③は未納と記載されている。

しかし、新番号に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には昭和 56 年 7 月から法定免除と記載されている一方、旧番号に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、昭和 51 年度から申立期間③中の 58 年度まで申請免除と記載されており、オンライン記録には、62 年 11 月に旧番号と新番号の年金記録が統合され、その後の同年 12 月に、申立人の法定免除が 57 年 1 月に消滅したとの届出があったと記載されている。

以上のことから、旧番号と新番号の年金記録を昭和 62 年 11 月に統合し、その後に、法定免除が 57 年 1 月に非該当（生活保護終了）となったことが判明した際には、旧番号の記録に基づき同年 2 月以降の期間は申請免除と記録すべきであったところ、これが行われなかったものと考えられる。

また、旧番号に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿は共に、昭和 58 年度まで使用されていたものであり（以後は原則として電算化）、これら台帳等からは、申立人の申請免除がいつまで継続していたか確認することはできない。

しかし、上記のとおり、少なくとも昭和 51 年度から 58 年度までは申請免除であったことが旧番号に係る国民年金被保険者台帳等の記載により明らかであること、及び昭和 62 年 10 月から再び法定免除とされていたことを踏まえれば、その当時は病気のため保険料を納付することが困難であったため継続して免除を申請していたとする申立人の説明に不自然な点は無く、59 年度以降も、旧番号と新番号の年金記録が統合された 62 年度までは継続して免除申請し、これが承認されていたと考えられる。

- 3 申立期間④について、申立人は、それ以前から継続して国民年金保険料の申請免除を受けていたとしている。しかし、オンライン記録のほかA市の国民年金の電算記録でも、平成元年 10 月から 3 年 3 月までは申請免除であるが申立期間④は未納とされているほか、オンライン記録では、申請免除と記録されている期間については、免除申請日、処理年月日等の記録が記載され

ているが、申立期間についてはその記載は無い。

また、申立期間④は6年以上の長期である。当該期間は旧番号と新番号の年金記録が統合された後である上、社会保険事務所（当時）及びA市では共に、年金記録の処理の電算化が図られていたことから、申立人が6年以上の間、毎年度、保険料の免除を受けていたにもかかわらず、その記録が、社会保険事務所及び同市が管理していた申立人の年金記録の双方から欠落したとは考え難く、ほかに、申立期間④の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年2月から62年9月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

テレビか何かで昭和50年12月までに手続すれば国民年金保険料を何年前でもさかのぼって納付できる特例納付制度があることを知った。その後、妻がA市B町出張所へ行き、夫婦二人の今までの未納分をすべて納付すると伝え、受け取った納付書で未納だった分の保険料を納付した。夫婦で一緒に手続して妻は申立期間が納付済みとなっているのに、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の12か月を除き、国民年金加入期間の468か月の保険料をすべて納付し、昭和51年度からは保険料を前納しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人及びその妻の国民年金加入手続は昭和50年11月ごろに一緒に行われたものと推認される。申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、この加入手続の直後の同年12月に、夫婦共に昭和47年度以前の保険料を特例納付したことが記載されており、特例納付制度があることを知ったので、妻がA市B町出張所へ行き、受け取った納付書で未納だった期間の保険料を納付したとする申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

さらに、妻は、昭和48年度及び49年度の保険料を特例納付と併せて過年度納付しているほか、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていること、及び51年度からは夫婦共に保険料を前納していることなどを踏まえると、申立人及びその妻が一緒に保険料を納付していた状況がうかがえることから、妻が、加入手続時に、自身については、49年度までの保険料

の納付書の作成を依頼したにもかかわらず、申立人については、47年度までの保険料の納付書の作成のみを依頼したとは考え難い。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続時には、特例納付の納付書に併せて申立期間及び昭和49年度の過年度納付書が交付されていたと考えられ、妻が、このうち同年度の保険料のみを納付し、申立人の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの保険料は時効により納付することはできない。しかし、妻は当該期間の保険料を、本来、時効により納付できない時期である50年12月に納付している上、申立人の住所地を管轄していた社会保険事務所（当時）では、2年度前の年度当初の4月にさかのぼって過年度保険料を収納する実務が行われていたことが確認でき、当該期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで

私は、昭和43年5月に会社を退職し、その後、結婚までは習い事をしてきた。44年の暮れごろ、自宅にA市B区役所の職員が来て国民年金の加入を勧められたので、私が同区役所へ行き、加入の手続を行った。窓口の担当者がさかのぼってまとめて保険料を納付できることを教えてくれたので、申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年の暮れごろに国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年12月に払い出されており、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和44年度以降の国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、A市B区役所で納付書を受領し、同区役所で教示された場所で納付したと説明している。この点について、同市では、申立期間当時、国民年金加入者の希望により、区役所の窓口で過年度納付書を交付し、金融機関で納付するよう指導していたとしており、申立人の説明に不自然な点は無く、申立人が、申立期間の保険料の過年度納付書を区役所で受領したにもかかわらず、これを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の34万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は55万円、申立期間③は60万円、申立期間④及び⑤は65万円、申立期間⑥は70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月から 19 年 2 月まで
② 平成 16 年 12 月 25 日
③ 平成 17 年 6 月 25 日
④ 平成 17 年 12 月 25 日
⑤ 平成 18 年 6 月 25 日

⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①から⑥に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に34万円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は55万円、申立期間③は60万円、申立期間④及び⑤は65万円、申立期間⑥は70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成17年9月から18年8月までは19万円、同年9月から19年2月までは20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を17年9月から18年8月までは19万円、同年9月から19年2月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②及び③は25万円、申立期間④及び⑤は30万円、申立期間⑥は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月から19年2月まで
② 平成16年12月25日
③ 平成17年6月25日

- ④ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 18 年 6 月 25 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①から⑥に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に、17年9月から18年8月までは19万円、同年9月から19年2月までは20万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成17年9月から18年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは20万円とし、報酬月額から、19年1月及び同年2月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、A社から提出された申立人の当該

期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準給与額（申立期間②及び③は 25 万円、申立期間④及び⑤は 30 万円、申立期間⑥は 33 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の34万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は48万円、申立期間③は50万円、申立期間④及び⑤は55万円、申立期間⑥は58万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月から19年2月まで
② 平成16年12月25日
③ 平成17年6月25日
④ 平成17年12月25日
⑤ 平成18年6月25日

⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①から⑥に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に34万円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は48万円、申立期間③は50万円、申立期間④及び⑤は55万円、申立期間⑥は58万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②及び③は50万円、申立期間④及び⑤は55万円、申立期間⑥は58万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月から19年2月まで
② 平成16年12月25日
③ 平成17年6月25日
④ 平成17年12月25日
⑤ 平成18年6月25日

⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①から⑥に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に36万円から38万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（38万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（36万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②及び③は50万円、申立期間④及び⑤は55万円、申立期間⑥は58万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の17万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月から19年2月までについては標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①のうち、18年9月から19年2月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は18万円、申立期間③は20万円、申立期間④は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月から19年2月まで
② 平成17年12月25日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月25日

申立期間①から④に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に

見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、17万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に17万円から18万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（18万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①のうち、平成18年9月から19年2月までについては標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年9月から18年8月までの期間については、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（17万円）は、申立人の年金額の計算の基礎となる標準報酬月額（17万円）と一致しており、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録訂正の対象に該当しないことから、あっせんは行わない。

申立期間②、③及び④について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は18万円、申立期間③は20万円、申立期間④は22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は55万円、申立期間③は58万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 25 日
② 平成 18 年 6 月 25 日
③ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①から③に係る賞与額の記録が、実際の支給額と相違していることについてA社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間①、②及び③に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は55万円、申立期間③は58万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①、②及び③当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の17万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は18万円、申立期間③は20万円、申立期間④は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月から 19 年 2 月まで
② 平成 17 年 12 月 25 日
③ 平成 18 年 6 月 25 日
④ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①から④に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤

りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、17万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に17万円から18万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（18万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①において、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②、③及び④について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は18万円、申立期間③は20万円、申立期間④は22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われているとともに、申立期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことについて認めていることから、これを履行していないと認められ、また、申立期間②、③及び④についても、同様に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月25日
② 平成18年12月25日

申立期間①及び②に係る賞与額の記録が、実際の支給額と相違していることについてA社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間①及び②に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立期間のうち、17年9月から同年12月まで、18年3月及び同年5月から19年2月までの当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準報酬月額について、申立期間のうち、17年9月から同年12月、18年3月及び同年5月から同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は22万円、19年1月は19万円、同年2月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月から19年2月まで

申立期間に係る標準報酬月額記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に、17年9月から19年2月までは22万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月

額は、訂正後の標準報酬月額（22万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間のうち、平成17年9月から18年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは22万円、19年1月及び同年2月は20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿により確認できる保険料控除額から、平成17年9月から同年12月、18年3月及び同年5月から同年8月までは19万円、同年11月及び同年12月は22万円、19年2月は20万円とし、所得税源泉徴収簿により確認できる総支給額から、18年9月、同年10月及び19年1月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年1月、同年2月及び同年4月については、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿で確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の17万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、18年7月及び同年8月については標準報酬月額18万円、同年9月から19年2月までについては標準報酬月額19万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①のうち、18年7月及び同年8月の標準報酬月額を18万円、同年9月から19年2月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は17万円、申立期間③は20万円、申立期間④及び⑤は23万円、申立期間⑥は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月から 19 年 2 月まで
② 平成 16 年 12 月 25 日
③ 平成 17 年 6 月 25 日
④ 平成 17 年 12 月 25 日
⑤ 平成 18 年 6 月 25 日

⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①から⑥に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、17万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に17万円から19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①のうち、平成18年7月及び同年8月は18万円、同年9月から19年2月までは19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は17万円、申立期間③は20万円、申立期間④及び⑤は23万円、申立期間⑥は25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成17年9月から18年8月までは18万円、同年9月から19年2月までは19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の17万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を17年9月から18年8月までは18万円、同年9月から19年2月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は19万円、申立期間③は20万円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は26万円、申立期間⑥は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月から19年2月まで
② 平成16年12月25日
③ 平成17年6月25日
④ 平成17年12月25日
⑤ 平成18年6月25日

⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①から⑥に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、17万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に、17年9月から18年8月までは18万円、同年9月から19年2月までは19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（17年9月から18年8月までは18万円、同年9月から19年2月までは19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①のうち、平成17年9月から18年8月までは18万円、同年9月から19年2月までは19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は19万円、申立期間③は20万円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は26万円、申立期間⑥は28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成17年9月から18年8月までは30万円、同年9月から19年2月までは32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を17年9月から18年8月までは30万円、同年9月から19年2月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は43万円、申立期間③は45万円、申立期間④は48万円、申立期間⑤は52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月から19年2月まで
② 平成16年12月25日
③ 平成17年6月25日
④ 平成18年6月25日

⑤ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①から⑤に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に、17年9月から18年8月までは30万円、同年9月から19年2月までは32万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（28万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①のうち、平成17年9月から18年8月までは30万円、同年9月から19年2月までは32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④及び⑤について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は43万円、申立期間③は45万円、申立期間④は48万円、申立期間⑤は52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②及び③は55万円、申立期間④及び⑤は58万円、申立期間⑥は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月から19年2月まで
② 平成16年12月25日
③ 平成17年6月25日
④ 平成17年12月25日
⑤ 平成18年6月25日
⑥ 平成18年12月25日

申立期間①から⑥に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が

控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に36万円から38万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（38万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（36万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から平成17年9月から18年12月までは38万円とし、報酬月額から、平成19年1月及び同年2月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②及び③は55万円、申立期間④及び⑤は58万円、申立期間⑥は60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は20万円、申立期間③は23万円、申立期間④及び⑤は30万円、申立期間⑥は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 9 月から 19 年 2 月まで
② 平成 16 年 12 月 25 日
③ 平成 17 年 6 月 25 日
④ 平成 17 年 12 月 25 日
⑤ 平成 18 年 6 月 25 日

⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①から⑥に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に36万円から38万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（38万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（36万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は20万円、申立期間③は23万円、申立期間④及び⑤は30万円、申立期間⑥は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は19万円、申立期間③は20万円、申立期間④は23万円、申立期間⑤は25万円、申立期間⑥は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月から19年2月まで
② 平成16年12月25日
③ 平成17年6月25日
④ 平成17年12月25日
⑤ 平成18年6月25日

⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①から⑥に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に18万円から19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は19万円、申立期間③は20万円、申立期間④は23万円、申立期間⑤は25万円、申立期間⑥は27万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、申立期間①のうち平成17年9月から19年2月までは36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の34万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、17年9月から19年2月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を17年9月から18年12月までは36万円、19年1月及び同年2月は38万円とすることが必要である。

また、申立期間①のうち、平成19年3月から同年8月までについては、標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は45万円、申立期間③は50万円、申立期間④及び⑤は55万円、申立期間⑥は58万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成17年9月から19年8月まで
② 平成16年12月25日
③ 平成17年6月25日
④ 平成17年12月25日
⑤ 平成18年6月25日
⑥ 平成18年12月25日

申立期間①から⑥に係る標準報酬月額及び賞与額の記録が実際の支給額と相違していることについて、A社がその事実を確認したところ、届出に誤りがあったことが分かった。同社が保管している資料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、保険料控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①のうち、平成17年9月から19年2月までの期間における標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に、36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①のうち、平成17年9月から18年12月までは36万円、19年1月及び同年2月は38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年3月から同年8月までの期間については、A社から提出された申立人の申立期間①に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時手続きを誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、A社から提出された申立人の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は45万円、申立期間③は50万円、申立期間④及び⑤は55万円、申立期間⑥は58万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和45年7月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から同年7月21日まで

私は、A社に昭和45年4月1日に入社してから現在まで、継続して同社に勤務していた。社会保険庁(当時)の記録では、転勤の際に21日間の空白があるが、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された経歴情報照会及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和45年4月1日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同期入社でA社において継続して厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも「昭和45年7月1日に申立人と一緒に同社本社から同社B支店に異動した。私は異動した日から同社B支店で厚生年金保険の被保険者記録がある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和45年7月1日(同年7月1日に同社本社から同社B支店に異動。)であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月及び同年5月

A社から支払われた平成15年4月及び5月分の給与から、27,760円の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同社は厚生年金保険料の料率を間違えていた上、社会保険事務所（当時）の記録は、私が当時受け取っていた給与よりも低額となっている。実際に支給された報酬に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成15年4月に保険料率が改定されたにもかかわらず、申立期間において改定前の保険料率で保険料額の算出が行われていることが確認できるものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 3454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（48万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和45年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成18年6月30日

A社から支給された賞与の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。私が保管している賞与明細書により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書及び賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（48万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年3月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月13日から同年7月1日まで

私のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和37年7月1日とされているが、高校を卒業してすぐに就職しており、入社当時の辞令や人事稟議書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び健康保険組合の記録により、申立人がA社B支店に昭和37年3月13日から継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、厚生年金保険料の控除は入社時から行っていたと回答しており、申立人と同社B支店への配属時期及び厚生年金保険被保険者資格の取得日が同じ同僚の給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和37年7月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が申立人の資格取得に係る届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和37年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 3456

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

A社B支店から同社C支店への転勤時の会社側の届出誤りにより、1か月被保険者記録が無いため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が保管する厚生年金基金一時裁定通知書及び事業所から提出された厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和56年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年2月の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は7万4,000円、申立期間②は13万4,000円、申立期間③は20万2,000円、申立期間④は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年8月10日
③ 平成18年8月10日
④ 平成18年12月27日

平成16年からA社に勤めているが、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、厚生年金保険の賞与に係る記録漏れが多数あることが判明したので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書（賞与分）及び賞与明細書により、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る賞与から、厚生年金保険料（①平成16年12月24日は7万4,000円、②17年8月10日は13万4,000円、③18年8月10日は20万2,000円、及び④18年12月27日は1万4,000円の標準賞与額に相当する保険料）を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、給与支払明細書（賞与分）及び賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は7万4,000円、申立期間②は13万4,000円、申立期間③は20万2,000円、申立期間④は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、②、③及び④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和45年4月1日、資格喪失日が46年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和46年5月末までA社に勤務していたので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和45年4月1日、資格喪失日が46年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社は、「申立人は、昭和46年5月31日まで当社に勤務しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は同社に同年5月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和46年4月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月は4万5,000円、同年10月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 20 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 36 年にA社に入社し、同社及び同社のグループ会社を異動して、現在まで継続して勤務している。同社からB社に異動した際に、2か月の無年金期間が有るが、当該期間はA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された企業在籍証明書、雇用保険の記録、及び「申立人について、昭和 42 年 11 月 1 日資格喪失の届出を行った。」という同社の証言により、申立人が、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し(同年 11 月 1 日に同社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和 42 年 9 月は4万5,000円、同年 10 月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月 1 日から 32 年 8 月 10 日まで
② 昭和 34 年 8 月 20 日から 37 年 2 月 19 日まで

私は、結婚後にA社を退職した。社会保険事務所（当時）の被保険者記録照会回答票により、同社退職後の昭和 40 年 2 月に脱退手当金を受給したとされていることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年後の昭和 40 年 2 月 2 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、支給されたとする額は法定支給額と 864 円相違している。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 36 年 10 月*日に婚姻し、37 年 4 月*日に改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から同年12月までの期間、4年6月から同年9月までの期間、5年1月から7年3月までの期間及び13年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から同年12月まで
② 平成4年6月から同年9月まで
③ 平成5年1月から7年3月まで
④ 平成13年9月

私は、期間雇用の契約満了により会社を退職し、最初の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った時、これらの加入義務等を知り、以来、保険料の納付は納税と同等の納付義務であると認識していたため、納付書が届いたら保険料を納付していた。

また、すべての申立期間について、会社退職後に自ら市役所へ加入手続に行き、市役所又は金融機関で保険料を納付したと思うので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職して厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行っていたと思うとしているが、国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年6月ごろにA市で払い出されており、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金加入手続を行ったものとみられ、申立期間①、②及び③に係る同手続は行われていなかったものとみられる。

また、オンライン記録によると、平成7年8月ごろ、申立期間①、②及び③に係る国民年金被保険者資格が新たに追加されたことが確認できることから、この時点までこれら申立期間は未加入期間として扱われていたものと考えら

れ、申立期間当時に納付書が発行されることは無く、これら申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、A市の記録においても、申立期間①、②及び③に係る被保険者資格取得の届出は平成7年8月ごろに行われたことが確認でき、これは上述の申立人に係る最初の国民年金加入手続が行われたとみられる時期、並びに申立期間①、②及び③の被保険者資格の追加が行われた時期との矛盾も無い。

加えて、上述の申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる時期を基準とすると、申立期間③の一部は時効前であり、さかのぼって保険料を納付することが可能ではあったが、申立人は平成7年度の保険料について全額申請免除を受けていたことから、申立期間③のうち時効前の過年度保険料についてさかのぼって納付したとは考え難い。

その上、申立期間④については、基礎年金番号制度の導入（平成9年1月）後の時期となるが、オンライン記録によると、申立人の上述の国民年金手帳記号番号は同年11月ごろ、申立人の基礎年金番号に統合され、以降、制度横断的な被保険者資格の管理が行われていたところ、申立人は申立期間④よりも後の14年5月に「未加入期間国年適用勸奨」の対象者とされており、この時点においても国民年金の加入手続を行っていなかったことがうかがえることから、申立期間④の保険料についても納付していたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年3月までの期間及び平成10年11月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から46年3月まで
② 平成10年11月から11年3月まで

申立期間①については、昭和40年2月に結婚し、同年3月ごろ、夫の住んでいるA市に引っ越し、同市役所において転入届を提出した際、国民年金に任意で加入すれば年金受取額が多くなるからと担当者に勧められて加入手続を行った。加入手続以降、同市からB市に転居してからも未納無く国民年金保険料を納付していたと記憶している。42年1月に夫が勤務先を退職し、国民年金に加入した時からは、私が夫の分と一緒に定期的に納付していた。申立期間②については、平成10年11月に夫が会社を退職した後、郵送されてきた納付書で、私がC市役所の窓口で保険料を納付した。保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、昭和40年3月ごろ、A市役所において転入届を行った際に併せて、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、同市では、申立期間当時、市役所窓口で加入手続した場合、その場で国民年金手帳を交付していたとしており、申立人は、加入手続の際に国民年金手帳を受け取ったかどうかの記憶は無いとしている上、保険料の納付場所、納付方法及び納付周期についての記憶も曖昧であることから、国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細が不明である。また、申立人は、申立期間①において居住していたA市及び時期は不明だ

が同市から転居したB市において保険料を納付し、夫が勤務先を退職した昭和42年1月からは夫と共に保険料を納付したとしているところ、オンライン記録及び手帳記号番号整理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫と連番で強制加入被保険者として46年9月10日に資格取得日を同年4月1日としてD市で払い出され、同年9月13日に任意加入被保険者の種別変更手続が行われている。これ以前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が申立期間①当時居住していたとするA市及びB市において、国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す国民年金被保険者名簿等が存在しないこと、及び申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格取得日が同年4月1日であることとも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立期間①は、国民年金未加入期間となり、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、夫も前述のとおり、申立人と同日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、これ以前に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この手帳記号番号が払い出された時期に初めて夫の加入手続が行われたものとみられ、この加入手続の際にさかのぼって資格取得日を昭和42年1月20日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、夫は申立期間①当時は国民年金未加入となることから、同年1月から夫と共に保険料を納付していたとする申立人の主張と相違する。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成10年11月に夫が会社を退職した後、郵送されてきた納付書で、C市役所の窓口で保険料を納付したとしているところ、公簿によると、申立人は、申立期間②当時はE市に居住し、同市からC市に転入したのが11年6月28日とされていることが確認できるが、申立人は、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行った時期、E市又はC市のいずれの市で行ったかについて記憶が無く、同切替手続の詳細は不明である。

また、申立人のオンライン記録を見ると、「第1号被保険者該当勧奨対象者一覧表」が平成11年1月25日に作成されたことが記載されていることから、E市において同勧奨が行われていることがうかがわれるものの、適用年月日欄に日付の記載は無い上、同市において申立人の基礎年金番号に係る被保険者名簿及び納付記録も存在しないことから、申立人が同市において、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料をC市役所窓口で納付したとしているが、前述のとおり、申立人がE市からC市に転入した平成11年6月28日時点では、申立期間②の保険料は過年度納付となるが、同市では過年度保険料は取り扱っていないことから、申立人の主張と相違する。

3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から41年7月まで

平成19年10月ごろ、年金相談に行ったA社会保険事務所(当時)の担当者に「20歳から2年間の保険料の納付実績がある。」と言われた。私はそれまで、母親から私の国民年金の加入手続や国民年金保険料納付について聞かされていなかったため、この時に初めて、私が20歳になったときに母親が国民年金の加入手続と保険料納付を行ってくれていたことを知った。この後、65歳になり、国民年金受給手続に同社会保険事務所へ行った際、この2年間の納付記録が取り消されており、年金に反映されていないことが分かった。申立期間の納付記録が取り消されたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年10月ごろ、年金相談に行ったA社会保険事務所の職員から20歳から2年間保険料の納付実績があると言われ、この後、21年に65歳になったことから国民年金受給手続に行った際に、この2年間の納付実績が取り消されていたとしているが、申立人は、母親から国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については何も聞いていないとしている上、母親は既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月27日にB市C区で払い出され、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が所持する年金手帳の発行日も同年5月9日とされていることから、この手帳発行時期に初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。この加入手続の際に、資格取得日をさかのぼって39年*月*日とする事務処理が行われたものとみられ、この

ことは、年金手帳の記載内容とも一致する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入であったものとみられ、母親が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間を含む昭和 39 年*月*日（20 歳到達時）から B 市 C 区で加入手続きが行われたとみられる 49 年 5 月 9 日までの申立人の住所については、公簿上不明であるものの、申立人は、同市同区に転居するまでは、母親が居住していた D 町から住民票を異動していないとしているところ、この期間について、国民年金の加入及び保険料納付を記録している同町の国民年金被保険者名簿及び同町を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳共に申立人の国民年金の加入及び申立期間の保険料納付をうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から52年9月まで

婚姻(昭和40年4月)後、実家に帰った時、母親が国民年金を受給していることを知り、母親から私にも国民年金に加入するよう勧められたことから、同年12月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金手帳は52年10月に初めて同区役所の窓口で受け取ったが、その際に、これより以前から払い続けていると言ったところ、窓口職員が「大丈夫、区役所の記録はきちんと残っている。」と言われた覚えがある。納付金額等の記憶は無いが、加入した当時は、同区役所で振込用紙により現金で納付し、同年からは年4回振込用紙が郵送され、同振込用紙により金融機関で納付していた覚えがある。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金を受給していた母親から加入を勧められたことを契機に、昭和40年12月ごろに国民年金加入手続を行ったとしているところ、母親の国民年金の裁定が行われたのは51年2月15日とされており、申立人が加入手続を行ったとする40年12月の時点では母親は国民年金を受給しておらず、申立人の加入手続時期に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、昭和40年12月ごろにA市B区役所で加入手続を行い、52年10月に初めて同区役所の窓口で国民年金手帳を受け取り、国民年金保険料は51年までは同区役所で振込用紙により現金で納付したとしているところ、国民年金手帳は、加入手続直後に発行・交付することとされており、加入してから11年後に初めて国民年金手帳が交付されたとする申立人の主張は不自然

である上、同市における保険料徴収方法は、申立期間のうち50年3月までは集金人（国民年金推進員）による国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っており、申立人の主張と相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月7日に払い出され、任意加入被保険者として同年10月29日に資格取得しており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間において申立人は、厚生年金保険被保険者の妻として国民年金の任意加入対象者であったことから、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格を取得することはできず、申立人は、申立期間においては国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成元年4月まで

昭和62年7月に役所を退職後、A市役所から60歳到達時の平成元年*月まで国民年金保険料を納める必要があるとの通知があり、昭和62年8月ごろ同市役所で加入手続を行った。同年9月以降、私の保険料についてはB信用金庫C支店の普通預金口座から口座振替で継続して納付しており、「確定申告書控」においても、申立期間の保険料は社会保険料控除欄に記載されている。このため、申立期間が未加入、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年7月に役所を退職後、A市役所から60歳到達時の平成元年*月まで国民年金保険料を納める必要があるとの通知があり、昭和62年8月ごろ、同市役所で加入手続を行ったとしているところ、申立人は、同年7月に役所を退職した時点では、共済年金の老齢給付受給権者とされており、制度上、国民年金については強制加入者ではなく、任意加入者であったこと、及びオンライン記録によると、妻は、申立人が退職した時点（同年7月11日）において、第3号被保険者非該当とされ、その処理日が同年8月4日と記録され、同日に強制加入被保険者として資格取得したとされていることから、同市からの通知は妻に対しての加入勧奨であったものと考えられる。

また、申立人は、申立人が所持する申立人名義の普通預金通帳（B信用金庫C支店）から国民年金保険料の口座振替が行われていることを根拠に申立期間の保険料を納付していたとしているところ、その通帳の取引内容を見ると、昭和62年9月30日に3か月分の保険料が納付され、その後、平成元年2月28日まで2か月分の保険料が9回、合計18か月分納付されているほか、同年4月28日には7万730円の保険料が口座振替により納付されていることが確認

できる。一方、妻の納付記録を見ると、昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの 21 か月分は定額納付とされており、同年 4 月から同年 12 月までの保険料は前納されている。この妻の保険料収納日は、前述の申立人名義の預金通帳の振替日の翌日又は同日とされている上、同年 4 月 28 日に口座振替により納付されている保険料額（7 万 730 円）は、妻が前納とされている 9 か月分の保険料額と一致しているほか、これら期間において、妻が納付した保険料額は、申立人から提出された昭和 62 年分、63 年分及び平成元年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額とも符合する。このため、申立人名義の普通預金通帳から口座振替された保険料は、妻の保険料であったものと推認される。

さらに、申立人は、昭和 62 年 8 月ごろ、A 市役所で加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらず、同市においても、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す記録は存在しない。このため、申立期間は国民年金未加入期間となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から48年4月まで

私が20歳になった時、父親が国民年金保険料は早くから納付しておくの良いから、私の国民年金は加入しておいたと言っていたので、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと思っていた。結婚してからは自分で保険料を納付していた。両親は他界し、詳しいことは分からないが、きちんと納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち婚姻（昭和47年11月）までの期間は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとする父親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月に社会保険事務所（当時）からA市B区に払い出されたものの一つであり、申立人はこの国民年金手帳記号番号により、婚姻後の同年5月に任意加入として国民年金の資格を取得している。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していた同市同区において、申立人の婚姻前の姓で国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続きが行われたのは、同年5月の任意加入手続きが最初であり、申立期間当時には加入手続きが行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間のうち婚姻後の期間は、夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当する。任意加入対象期間については、

制度上、加入手続の時点（昭和 48 年 5 月）からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、A 市が作成していた申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳では共に、申立人の国民年金の資格取得日は昭和 48 年 5 月 31 日と記載されている。このため、申立期間は国民年金の資格取得前の無資格期間であり、当該期間の保険料を納付することもできなかつたと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月から13年3月まで

私は、会社を退職後にA市役所B分室で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同市から送付された納付書により、郵便局で申立期間を含む1年分の保険料を一括で納付した。私が所持する手帳には、申立期間を含む1年分の保険料額が記入してあり、この金額を一括で納付したはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が60歳に到達後の期間であり、国民年金に任意加入（高齢任意加入）しなければ保険料を納付することはできない。しかし、オンライン記録及びA市の国民年金資格に係る電算記録では共に、申立人は平成12年*月に資格喪失とのみ記載され、高齢任意加入の記録は無い上、申立人自身、高齢任意加入制度については知らなかったとしている。

また、申立人は、A市から送付された納付書により、申立期間を含む平成12年度の国民年金保険料を一括納付したとしている。しかし、同市では、年度途中で60歳に到達する者に対して1年分の納付書を送付することはなく、60歳になるまでの納付書を送付していたとしており、この点については、オンライン記録に、申立人が平成12年4月に、同年4月から60歳到達月の前月の同年*月までの保険料を前納したと記載されていることとも符合する。

さらに、申立人は、その所持する手帳に申立期間を含む1年（平成12年度）分の国民年金保険料を一括納付したことを示す記載があるとしている。しかし、この手帳は平成13年のものであり、申立期間当時の12年に記載されたものではない上、申立人は、12年の手帳には保険料納付に関する記載は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年4月1日まで

ねんきん特別便で厚生年金保険の被保険者記録を調べたところ、申立期間の被保険者記録が無かった。しかし、申立期間はA社で技能作業員をしており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、保険料控除を証明する給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での業務内容について詳細に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、当時の書類は保管しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚3人は、いずれも申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立期間当時からA社に勤務していたとする同僚が、「厚生年金保険被保険者の資格取得は、昭和34年からであるとの説明を退職時（平成5、6年ごろ）に受けた。」と証言していることから、当時、同社では厚生年金保険の被保険者資格を社員全員には取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者数は3人のみであることが確認できるところ、そのほかの従業員（上記の同僚3人を含む。）は、いずれも昭和34年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同日以前の期間の健康保険整理番号に欠番も無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月 10 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 22 年 9 月 10 日から勤務し、同日付で採用の辞令書も所持しているが、同社における厚生年金保険被保険者記録が同年 11 月 1 日からとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令書により、申立人が昭和 22 年 11 月 1 日より前からA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者となっている同僚の一人は、「入社してすぐには厚生年金保険に加入しなかった。入社2か月後からであった。」と証言しており、同社の職員全員が採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していない状況がうかがえる。

また、A社は既に解散しており、事業を継承したB社も当時の資料は保存していないことから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月から 32 年 11 月 3 日まで

私は、A社を昭和 31 年 10 月 5 日に退職し、1 か月経過しない間にB社に入社しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にB社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、申立人を記憶していることから、勤務を開始した時期は特定できないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人と同時期にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「入社してから6か月以上厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している。

また、申立人が記憶している同僚のうち、申立人と同じ仕事をしていたと証言している同僚には、B社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、B社は昭和 50 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月から33年1月7日まで

私は、A社勤務時にB社から誘いを受けて転職した。同社の従業員は少人数だったにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録があるのに、同社よりも従業員の多かったA社における被保険者記録が無いということが分からない。同社の同僚と厚生年金保険料が引かれるのは大変だと話をしていた記憶もある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚等の証言から、勤務した期間までは特定できないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年9月1日であり、申立期間のうち、30年7月から32年8月31日までの期間について適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人がB社へ一緒に移ったとして名前を覚えていた上記の同僚は、「自分もA社での厚生年金保険の被保険者記録は無い。」と証言しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同人の氏名が確認できないことから、申立期間当時、同社では、すべての従業員について厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたわけではない状況がうかがえる。

さらに、A社は、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の書類を保管していないため、申立人の申立期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除については、分からないと回答している。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年9月1日から33年1月7日までの同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前

は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年4月1日まで

私は、昭和18年3月に高等女学校を卒業後、A社B支店に入社した。以後、戦災で同支店は焼失したものの、移転先で勤務を継続し、21年3月末日まで勤務した記憶があるが、年金記録によると、20年10月1日までしか記録されていないため、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間の勤務実態は分からないと回答している。

また、申立人が勤務したとするA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚4人に照会したが、申立人が申立期間も引き続き同社同支店に勤務していたことをうかがえる証言は得られなかった。

さらに、当該被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和19年10月1日に資格取得している同僚20人のうち、9人は、申立人と同じ20年10月1日に資格喪失していることが確認できるところ、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)における申立人の資格喪失日も、同じく同年10月1日と記載されており、当該資格喪失に係る原因欄には解雇と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚等について記憶が曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3466

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月ごろから31年5月ごろまで
申立期間について、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているA社は、所在地を管轄する法務局には、事業所として法人登記されていない上、厚生年金保険の適用事業所であった記録も確認できない。

また、A社の元事業主の長男は、「個人事業所だったため、従業員は厚生年金保険に加入していなかった。私も勤めていたが、年金記録は無いはずである。」と証言しており、オンライン記録においても、同者の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社の元事業主は既に死亡しており、申立人は、同僚の名前を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3467

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 18 日から同年 9 月 1 日まで
A社を退職後、B社が経営するC社でA社勤務時と同職種の仕事に就いた。雇用形態や保険料控除について記憶は無いが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

不動産登記簿により、申立人が勤務していたと主張する事業所所在地の申立期間当時の所有者がB社になっていること、及び同社の事業内容から判断して、申立人は、期間は明らかでないが、同社が経営していたC社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、C社に関係する事業所で、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったのは、B社及びD社（B社が経営していた一つ）の2社であるが、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、B社及びD社は既に全喪しており、当時の事業主及び従業員（申立人がC社の役員として名前を挙げている者を含む。）の証言も得られないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

加えて、C社における申立人の雇用保険の被保険者記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における勤務事態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年から 30 年まで

私はA社でB市の発電所の工事に携わっていた。申立期間について、被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人が勤務していた記録は無く、申立人の在籍は確認できない。当社は昭和 29 年 7 月から 30 年 11 月ごろまで、B市の発電所の工事を請け負った。当時の班制度がどうであったかは分からないが、現場の作業員を直接雇用することはない。下請に関する資料等は残っていないため、下請の会社等は確認できない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた上司は、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録が認められ、申立人と同じ現場で勤務していた同僚 4 人のうち 1 人は、申立人の記憶は無く、ほかの 3 人は死亡又は連絡先不明で、周辺事情を調査できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

なお、A社の下請会社と思われるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても調査したが、申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い上、同社の厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、申立人の記憶は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年7月まで
A社で働いていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は申立期間当時の資料は保管していないと回答している上、当時の事業主も死亡しており、現在の事業主は申立人の記憶が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いが確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できないところ、同人からは協力を得られず、周辺事情を調査できない上、申立期間にA社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも申立人の記憶が無い。

さらに、申立人には、申立期間及び前後の期間においてA社の雇用保険の記録は確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 43 年 5 月 5 日から 45 年 10 月 20 日まで

申立期間①について、A社はB氏に誘われて外務員として、C市役所1階のD支店に勤務した。B氏とはいつも2人で同じ仕事をしていた。

申立期間②について、E社にはF氏の紹介で働かせてもらうことになって、5月5日から受付事務員として勤務した。当時、G氏、H氏、I氏、J氏、K氏、L氏、M氏、N氏など、従業員は15人ほどいた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された外務機関コード帳によれば、「昭和41年4月職員補委嘱、同年6月職員採用、同年11月退職」と記載されており、申立人が申立期間に職員補として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社によれば、「職員補は、厚生年金保険に未加入で、職員採用と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得していた。」と回答している。

また、申立人のA社への就職を紹介したB氏は、申立期間①において同社の厚生年金保険被保険者記録が認められるものの、既に死亡しており、周辺事情を調査することができない上、申立期間①に同社で厚生年金保険被保険者記録が認められ、連絡が取れた同僚の中に勤務先がD支店の者はおらず、周辺事情を調査することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取得者16人）に申立人は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立期間①について、申立人の雇用保険の記録も確認できない。

申立期間②について、E社から提出された人事給与関係資料によれば、申立

人が昭和 43 年 5 月 1 日から事務員（パート）として勤務し、一部の期間を除き、45 年 9 月までの給料が支払われたことが確認できること、現在の事業主は申立人が勤務していたことは記憶していると証言していることから、申立期間②に申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該人事給与関係資料によれば、申立人の給料から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない上、E 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録も確認できない。

また、現在の事業主は、「適用事業所の届出を行っていないことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 8 人は、いずれも同人を特定できず、周辺事情を調査することができない。

加えて、申立期間②について、申立人の雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 3 日から同年 6 月 30 日まで

私は失業中に公共職業安定所でA社の求人を見つけて就職した。就職届等で同社に勤めたことが分かるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた就職届及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 4 月 3 日から同年 6 月 21 日までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間は3か月間の試用期間中である。厚生年金保険料は翌月控除であるが、この間、申立人の給料から厚生年金保険料を控除しておらず、資格取得の手続も行っていない。」と回答している。

また、A社から提出を受けた平成 12 年 5 月から同年 8 月までの賃金台帳によれば、申立人の申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、上記のとおり、申立期間のうち、平成 12 年 6 月 22 日から同年 6 月 30 日までの期間については、申立人の勤務が確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3472

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年ごろから 37 年ごろまで

私は、昭和 36 年ごろから 37 年ごろまでのうちの 1 年から 2 年は A 社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している辞令簿により、申立人が昭和 36 年 3 月 22 日から同年 11 月 29 日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社は、「申立期間当時、臨時社員は、採用後半年から数年後に正社員となり、正社員となった時から厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、臨時社員の間は資格取得手続を行っていなかった。また、当社では、正社員と臨時社員とで辞令簿を区分しているが、申立人は臨時社員用の辞令簿に名前があるものの、正社員用の辞令簿には見当たらないことから、臨時社員として採用され、正社員になる前にそのまま退職したものと思われる。」としている。

また、当該辞令簿によると、申立人と同じページに記載されている 14 人のうち、3 人が A 社における厚生年金保険の被保険者記録があるものの、当該 3 人の資格取得時期は、入社から 1 年 4 か月後である一方、被保険者記録の無い 11 人の在職期間は最長でも 1 年 2 か月で、大半が 1 年未満であることが確認でき、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったとする同社の説明と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月まで

私は、申立期間について、A社に勤務していた。当時、厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を給与から控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社在職時における自身の名刺（営業部）を所持していること、及び複数の同僚が申立人が在職していたことを証言していることから、申立人は、期間は明らかでないが、同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、A社は昭和 59 年 4 月 30 日に全喪し、事業主も他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた 5 人のうち、部長を含めた 2 人には、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、事務を担当していた同僚は、「A社には試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。4、5 人の厚生年金保険未加入者がいた。」と証言しており、別の同僚は、「1年半ぐらい勤務していたが、厚生年金保険には、1年ぐらい加入させてもらえなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間前後の他社における雇用保険の記録は確認できるが、申立期間における雇用保険の記録は無い。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号*番（昭和 50 年 4 月 22 日資格取得）から*番（52 年 7 月 21 日資格取得）までに欠番は無く、申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から同年 10 月 20 日まで
② 昭和 33 年 12 月 31 日から 35 年 1 月 1 日まで

私は、「ねんきん特別便」により厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和 33 年 10 月 20 日資格取得、同年 12 月 31 日資格喪失になっていたが、私は、同年 8 月 1 日から 34 年 12 月末までA社に勤務していた。厚生年金保険料の控除を証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 46 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、申立人に係る勤務期間、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた 3 人のうち、2 人は、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、当時の同僚 18 人に照会したところ、12 人から回答があったが、申立人を記憶している同僚は 1 人だけであり、当該同僚は、「申立人を記憶している。勤務した期間は不明だが、2、3 か月で辞めていったと思う。」と証言している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年7月3日まで
② 昭和30年8月10日から31年1月24日まで
③ 昭和31年2月1日から同年9月26日まで

私は、昭和30年に学校を卒業後、A社に入社した。同社の部長のB氏の推薦により入社したので、入社当時から、厚生年金保険に加入していた。社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私は、B氏の指示でA社の関連会社であるC社に転勤し、D社に転職するまでC社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、申立期間③について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同日(昭和30年7月3日)となっている同僚は、「私は、昭和30年3月に学校を卒業後、すぐに同社に入社した。申立人も、自分と同時期の入社であった。」と証言していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時のA社の責任者(複数)は、「当時の同社の取扱いとしては、入社後約3か月は試用期間であり、試用期間経過後に厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。」旨証言しており、申立人と同時期に入社したとする同僚も、「入社後約3か月間は、試用期間であったため、当該期間に厚生年金保険被保険者記録が無いことを承知している。」と証言している。

申立期間②について、A社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚に聴取を行ったが、申立人を記憶している同僚はいない。

また、申立人はB氏からC社に転勤するように指示があり、転勤したとしているが、転勤した時期を記憶していない上、同氏は既に他界していることから、A社での勤務期間を確認することができない。

さらに、A社の責任者は、「同社とC社は関連会社ではないため、同社への転勤は無い。また、責任者であった自分の指示ではない。」と証言している。

加えて、C社の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の資格取得日は、申立人の資格取得日と一致しており、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

申立期間③について、C社は、当該期間の資料は保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

また、複数の同僚に聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3476

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月23日から同年9月14日まで

私は、昭和24年3月23日からA社で勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年9月14日となっている。勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が一緒にA社に入社したと記憶している同僚は、同社における厚生年金保険被保険者記録は無く、「同社で2か月ほど勤務したが、年金記録は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていた覚えも無い。」と回答している上、ほかの複数の同僚も、「入社から数か月後に、厚生年金保険の被保険者記録がある。」としていることから、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、昭和24年2月1日から申立人の資格取得日である同年9月14日まで確認したが、申立人とみられる記録は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も同年9月14日であるとともに、払出時期は同年9月15日であることが確認でき、年金事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、A社は既に解散しており、事業主も他界しているため、関連資料及

び証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3477

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月12日から44年1月6日まで

私は、昭和41年9月にA社を設立した創業者であるにもかかわらず、妻の方が、私よりも早く厚生年金保険被保険者の資格取得をしていることは納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本、事業所台帳及び複数の従業員の証言により、申立人は、申立期間においてA社に事業主として勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立期間の厚生年金保険料控除及び届出に関する関連資料は保管していないが、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

しかし、申立人は、A社の社会保険手続の指示は自ら行っていたと述べており、複数の従業員は、申立人は申立期間当時、代表取締役の立場にあり、同社の給与及び社会保険について申立人が指示していた旨証言していることから、申立人は、同社の厚生年金保険に係る届出事務に関与していたものと考えられる。

さらに、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、申立人が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立期間当時、申立人は「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から35年2月まで

私は、A船に昭和33年4月1日から35年3月まで乗船した。船員手帳はあったと記憶しているので、同船は船員保険に加入していたと思う。申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A船の船長、船員の氏名及び運航に関する事項を記憶していることから、期間は明らかでないが、同船に乗船していたことが推認できる。

しかし、A船の船舶所有者が船員保険を適用されていた期間は、昭和35年3月1日から45年2月27日までの期間であり、申立期間において船員保険の適用を受けていた記録は確認できない。

また、当該船舶所有者は他界しており、申立人に係る船員保険料の控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人が記憶する同僚及び船長についても、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、氏名を確認できない。

加えて、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認できない上、被保険者記号番号は連番で欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月から25年12月まで
② 昭和26年1月から27年1月まで

私は、昭和24年10月から25年12月までA社に勤務し、26年1月から27年1月までB社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社の所在地、業務内容及び同社において厚生年金保険被保険者記録がある所長の名前を記憶していることから、時期は明らかでないが、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、A社において日雇で勤務していたと主張しているところ、同社は、「当時の資料は残っていないため、申立人が申立期間に当社に勤務していた記録は確認できない。しかし、日雇の従業員は、同社で厚生年金保険の被保険者資格は取得させていない。」と回答している。

また、申立人が申立期間と一緒に勤務していたと主張する上司は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が無い。

さらに、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、B社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、法務局においても同社の登記は確認できない。

また、申立人がB社と一緒に勤務し、C社と一緒に入社したと主張する同僚は、「申立人とは、昭和30年ごろ知り合った。申立人が同社に入社する前はどこの会社に勤務していたか分からない。」と証言しており、申立人のB社にお

ける勤務実態が確認できない。

さらに、申立人は、B社での勤務期間及び保険料控除に関する記憶が曖昧^{あいまい}である。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3480

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から43年6月1日まで
60歳になって、A社で働いていた期間については脱退手当金を受給していることが分かった。

A社を退職するとき、退職金をもらっていないし、脱退手当金の話も無かった。

脱退手当金の受給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年7月26日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3481

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月14日から29年5月19日まで

私は、脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えも無いので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも脱退手当金が支給されたことが記載されているほか、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和29年8月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。